

研究ノート

個別財務諸表における包括利益の表示の必要性

国 田 清 志

目 次

- I はじめに
- II 『会社会計基準序説』の損益計算書観
- III 「包括利益の表示に関する会計基準」の損益計算書観
- IV 企業の株主還元方針におけるケース分析
- V おわりに

I はじめに

「会計は、だれのために、どのような利益を計算し、報告しているのだろうか。」

本稿は、会計の計算目的と報告目的という2つの視点から、会計がだれのために、どのような利益を計算し報告しているのかについて検討するものである。そして、これを手掛かりとして、現在の会計の国際化の中でわが国が抱えているひとつの課題に対して何らかの方向性を示すことを目的としている。

ここでいう会計の計算目的とは、会計がだれのためのどのような利益を計算することを目的としているかである。

会計の計算目的においては、計算される利益が設定されれば、その利益を算定するための計算ルールに従って利益計算が行われる。計算目的が当期純利益であればそのための計算ルールが設定されるし、包括利益であればそのための計算ルールが設定されることになる。また、かつてわが国で採用されていた当

期業績主義のもとでの経常利益が計算目的であれば、前期損益修正や臨時損益などの期間外損益項目を計算過程に含まない計算ルールが設定されることになる。

また、ここでいう会計の報告目的とは、会計がだれのためにどのような利益を報告することを目的としているかである。

会計の報告目的においては、報告される利益が設定されれば、その利益を報告するための報告ルールに従って利益報告が行われる。報告目的が受託責任の状況及び結果を報告するためであればそのための報告ルールが設定されるし、投資者の意思決定に有用な情報を提供するためであればそのための報告ルールが設定されることになる。

このように会計の報告目的には、受託責任の会計報告と投資意思決定の会計報告の2つがある。受託責任の会計報告では、経営者である受託者が受託した財産・資本をどのように運用し、どれだけの成果をあげたのかについて、その状況及び結果を株主である委託者に説明するために必要な会計情報が求められる。いわゆる会計責任（accountability）を果たすために行う会計報告である。一方、投資意思決定の会計報告では、投資家や債権者が企業に資金を提供するのか、あるいは提供した資金を引き揚げるのか等の意思決定をするために必要な会計情報が求められる。いわゆる投資意思決定に有用な情報提供を行う会計報告である。

これらの報告目的を、会計の機能である利害調整機能と情報提供機能に当てはめてみると、受託責任の会計報告では、エージェンシー関係にある経営者と株主、利益分配における株主と債権者等、企業をめぐる様々な利害関係者の私的な利害調整とそのために必要な情報提供が求められる。なお、そこでは、このような利害調整のための利益が計算されることになる。つまり、計算目的は利害調整のために用いられる利益となる。

これに対して、投資意思決定の会計報告では、経営者、株主、経営者の間の利害調整ために必要な情報提供を超える情報提供が求められる。なぜならば、投資者にとって適切かつ十分な情報提供によって正しく企業が評価され、証券

市場が円滑に機能し資金の効率的な配分が促進されることが必要であるからである。なお、そこでは、情報提供のための利益が計算されることになる。つまり、計算目的は情報提供のために用いられる利益となる。

ところで、現在、わが国の制度会計において取り組むべき課題として、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下、IFRSとする）の導入や任意適用、連結財務諸表と個別財務諸表の切り離し（「連単分離」）、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）等、様々な課題がある。

本稿では、これらの課題に横断的に関連してくる個別財務諸表での包括利益の表示、いわゆる「当面の取り扱い」の問題について取りあげる。

2010年6月30日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」¹（以下、「包括利益会計基準」とする）において、包括利益の表示を連結財務諸表だけに適用し、個別財務諸表には「当面の間」適用しないことにした（「包括利益会計基準」第16-2項）。この規定によって、損益計算書の表示、すなわち包括利益計算書の作成の必要性について、連結財務諸表と個別財務諸表とはその取り扱いが異なることになった。また、これらの相違は新たな問題を生じさせた。企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」²（以下、「連結会計基準」とする）では、連結財務諸表作成における一般原則として次のような規定が掲げられている（「連結会計基準」第10項）。

「連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。」

これが、いわゆる「個別財務諸表準拠性の原則」である。連結財務諸表と個

1 企業会計基準委員会。2010。企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」財務会計基準機構。

2 企業会計基準委員会。2010。企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」財務会計基準機構。

別財務諸表とで取り扱いが異なるということは、上記の連結財務諸表作成の基本原則から離れることになる。それは「当面の間」ということであるが、現在「包括利益会計基準」の公表から5年が経過しようとしている。個別財務諸表において包括利益の表示を導入して「連単先行（一体）」とするのか、それとも「連単分離」とするのか、「当面の間」が終わりつつある今だからこそ、この問題について検討する必要があると考える。本稿の最終的なねらいは、これに対する今後の方向性を考える際の一つの指標を抽出することである。

II 『会社会計基準序説』の損益計算書観

「会計はだれのための利益を計算し報告するのか」

これについては様々な考え方や学説があるが、本稿では、アメリカの会計理論及び会計原則に非常に大きな貢献をただけでなく、わが国の会計学及び「企業会計原則」の形成に多大な影響を与えたといわれるペイトン・リトルトン共著の『会社会計基準序説』（Paton, W. A. and A. C. Littleton. 1940. *An introduction to corporate accounting standards*. American Accounting Association Monograph No. 3.³：以下、『序説』とする）を取りあげる。

『序説』が公表された経緯はその序文において示されている。それは、1936年『会社財務諸表会計原則試案』（American Accounting Association (AAA). 1936. *A tentative statement of accounting principles underlying corporate financial statements*.⁴）の中で提示されている会計処理に対して、理論的な基盤を提供することであった（『序説』序文）。つまり、会計処理（基準）を理論づけるため

3 Paton, W. A. and A. C. Littleton. 1940. *An introduction to corporate accounting standards*. American Accounting Association Monograph No. 3. (中島省吾訳. 1958. 『会計基準序説』(改訳版) 森山書店).

4 1936年『会社財務諸表会計原則試案』は、いわゆるGAAPを明確に体系化しようとしたものであり、会計処理の多様性を認めていないという点で規範性の強いものであった (American Accounting Association (AAA). 1936. *A tentative statement of accounting principles affecting corporate reports*. *The Accounting Review*. 187-192).

の枠組みを提供することが求められていた。

現在、周知のようにアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB とする）と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB とする）は、「概念フレームワーク」に関する共同プロジェクトに取り組んでいる。『序説』はこのような「概念フレームワーク」プロジェクトと同趣旨の試みを最も早くに行い、そして成功したもののひとつであると評価されている⁵。

ところで、会計の計算目的の視点から「だれのための利益か」について考える場合、経常利益、当期純利益、包括利益等の具体的な利益を計算・表示する損益計算書を検討することが適当であると思われる。そこで、『序説』における損益計算書の見方を明らかにしながら、この点について考えていく。

『序説』は、損益計算書の役割について、「最広義の利益（経常的な損益だけでなく非経常的な損益も含めて計算される利益—筆者注）を決定するすべての要因は、その純額を貸借対照表の株主持分（stock-equity section）に振り替える前に、損益計算書において報告されるべきである。」（『序説』102頁）という立場をとっている。このとき、いわゆる当期業績主義と包括主義の論争に触れながら、「二種類の（経常的な及び非経常的な—筆者注）成果を全く切り離すことは、財務諸表を見る人の注意を不当に経常的な利益に集めることになり、その結果、経営管理の全体的な効率を十分に判断することができなくなる。」（『序説』99頁）と述べている。つまり、経常的な要因だけでなく、非経常的な要因も含めて、損益計算書において計算・表示するべきであるとしている。

これを受けて、「損益計算書には二つの部が必要である。そうしないと、経常項目と非経常項目との区分が明瞭に報告されないことになる。」（『序説』102頁）とし、これらの区分の内容について、次のように述べている。

5 Yuji Ijiri. 1980. An introduction to corporate accounting standards: A review. *The Accounting Review*. 622.

「……経常的な結果 (recurring results) を報告する区分においては、……(中略)……。この区分は、営業上の費用及び収益 (operating costs and incomes) を他の差し差引分や収益から区分するために、さらに分けられるべきである。例えば、利息 (interest) や法人税 (income taxes) は経常的であるが、特定の企業 (specific enterprise) の立場からは、販売からの収益を生み出す経済的用役をもたらす費用ではない。

非経常的な結果 (non-recurring results) を報告する区分においては、適度に詳しく、利益に対するいわゆる臨時の賦課分及び追加分 (extraordinary charges and credits) のもとに、前年まで負担させべきであったがまだ認識されていなかった相当額の修正額、臨時利得、損失、当期の営業と関係ない償却分、帳簿価額以上または以下で負債を返済した際の利得または損失及び他の類似項目を明示すべきである (下線一筆者)。」(『序説』102-103頁)

さらに、『序説』は、損益計算書における利益について、次のように述べている。

「会社に対する損益計算書は、単一の残額または差額へと導くような貸方・借方の集計にはとどまらない。むしろ適切な構成を備えた損益計算書は、借入資本 (borrowed capital) や優先株式 (preference stock) を発行している会社に対して、当然に利益 (income) にあずかりうる全持分 (all equities) に割り当てられうる利益 (the net)、株主全体 (stockholders) に割り当てられうる利益、そして優先順位の低いすなわち残余の株主 (residual stock issue) に割り当てられうる利益を示すような一連の残高を提示するべきである (下線一筆者)。」(『序説』44-45頁)

つまり、損益計算書において、①全持分に割り当てられうる利益、②株主全体に割り当てられうる利益、③残余株主に割り当てられうる利益という三つの利益を示すべきであるとしている。

以上、『序説』の損益計算書の特徴をまとめると、以下のとおりである。

1. 損益計算書は経常項目と非経常項目とに区分される。経常区分では営業上の収益・費用と借入利息・法人税が扱われ、非経常区分では臨時的利得・損失や過年度損益の修正分が扱われる。
2. 損益計算書では、①全持分に割り当てられうる利益、②株主全体に割り当てられうる利益、③残余株主に割り当てられうる利益が示される。

上記1は損益計算書の区分とその区分の構成要素に係わる具体的な記述である。これに対して、2は「だれのための利益か」に係わるものであると思われる。言い換えれば、企業観に関する問題である。この問題の背景にある考え方を明らかにするために、『序説』における会計を支えている基礎的概念を検討する必要がある。そこで、これらの基礎概念のうち、特に企業観に関連するものを中心に検討する。

『序説』は、会計処理を理論づけるための基礎として、以下のような7つの基礎的概念を提示している（『序説』8-24頁）。

- (1) 企業実体 (business entity)
- (2) 事業活動の継続性 (continuity of activity)
- (3) 測定された対価 (measured consideration)
- (4) 原価の凝集性 (costs attach)
- (5) 努力と成果 (effort and accomplishment)
- (6) 検証力のある客観的な証拠 (verifiable, objective evidence)
- (7) 仮定 (assumptions)

このうち、企業観に関連するものは、(1) 企業実体であると思われる。

『序説』は、次のように企業実体の概念を説明している。

「企業は、ひとつの実体 (entity)、つまり基金を提供した当事者から分離または区別されたそれ自身独立した制度 (institution) である (下線一筆者)。」
 (『序説』8頁) とし、「会計理論は、企業資産 (enterprise assets) の増減とい

う視点から、収益や費用の概念を判断すべきであり、所有主または株主持分の増減という視点から、それらを判断すべきではない（下線—筆者）。」（『序説』9頁）としている。

つまり、企業は株主から独立した実体であることを前提として、会計上の判断は企業自身の立場から行われるべきであると考えている。また、企業資産の増減という視点から判断するということは、貸借対照表で考えると、資産すなわち借方を見ているということもできる。このように捉えると、収益や費用の企業の活動及びその結果としての利益は、貸借対照表の貸方に示される資金調達手段から影響を受けることはない。つまり、資本構造の側面を考慮しないものが企業実体の利益であるといえる。

現実には資金調達に対する借入利息は発生するが、このような企業観をとる限り、借入利息は企業利益からの控除項目（利益処分項目）と解釈せざるをえない。これは法人税についても同様である。

したがって、『序説』では、総収益から営業上の費用を差し引いた営業利益が、企業の立場にたった利益、つまり「企業の利益」を表すものと解釈できる。これは、前述した①全持分に割り当てられうる利益に相当するものであると考える。

ところが、一方で、「問題となる会計は、経営者がその委任された資産の管理の成果を有効に報告することである」（『序説』99頁）と述べ、株主に対する利益を意識しなければならないとしている。これは株式会社という制度上の制約からすると会計の所与の課題であるといえる。このように、株主の立場にたった利益、つまり「株主の利益」を考えると、借入利息や法人税は費用として扱われることになる。これらを差し引いて結果として計算される当期純利益が、株主に配当可能な利益であり、前述した②「株主全体に割り当てられうる利益」を示すものである。さらに、そこから優先株主への配当額を差し引いた正味額が、③残余株主に割り当てられうる利益を示すものである。

このように『序説』は、「企業の利益」を持分論から論じながら、最終的には「株主の利益」を計算しているのである。

「会計はだれのための利益を計算し報告するのか」

『序説』によれば、理念型としては「企業（それ自身）の利益」を意識しながら、現実を考慮して最終的には「株主の利益」を計算し報告しているといえる。なお、『序説』の損益計算書の特徴として、持分論から損益計算書を導いている点があげられる。

ここまで個別財務諸表ベースでの損益計算書を検討してきたが、次節では、わが国における「包括利益会計基準」を中心に、連結財務諸表ベースでの損益計算書について検討していく。

Ⅲ 「包括利益の表示に関する会計基準」の損益計算書観

包括利益を表示する目的は期中に認識された取引及び経済事象（資本取引を除く）によって生じた純資産の変動を報告することである（「包括利益会計基準」第21項）。では、このような純資産の変動を報告することがどのように役立つのであろうか。「包括利益会計基準」では、次のように述べている。

「包括利益の表示によって提供される情報は、投資家等の財務諸表の利用者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つことが期待されるとともに、貸借対照表との連携（純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係）を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高め、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものと考えられる。」（「包括利益会計基準」第21項）

確かに当期純利益だけを表示する場合、その他有価証券等のいわゆる「含み損益」のある資産（あるいは負債）を操作的に売却することによって当期純利益をマネジメントすることができるとされる。そのような評価差額の変動をその他の包括利益として表示して企業全体の事業活動を報告することによって、リスクのある資産を可視化することができるという点で包括利益の表示には意味があるといえる。

また、損益計算書において、株主資本と当期純利益のクリーン・サープラス関係だけでなく、純資産と包括利益のクリーン・サープラス関係も明示することによって、貸借対照表との連携つまり利益計算構造における繋がりを保つことができるという点で包括利益の計算には意味があるといえる。クリーン・サープラス関係とは、ある期間における資本の増減（資本取引による増減を除く）が当該期間の利益と等しくなる関係である（「包括利益会計基準」第21項、注1）。

そして、国際的な会計基準とのコンバージェンスについては、IFRSの導入やIFRSとの比較可能性という点で連結財務諸表のレベルでは包括利益の表示は貢献しているといえる。

なお、「包括利益会計基準」は、当期純利益と包括利益の関係について、次のように述べている。

「包括利益の表示の導入は、包括利益を企業活動に関するもっとも重要な指標として位置づけることを意味するものではなく、当期純利益に関する情報と併せて利用することにより、企業活動の成果についての情報の全体的な有用性を高めることを目的とするものである。本会計基準は、市場関係者から広く認められている当期純利益に関する情報の有用性を前提としており、包括利益の表示によってその重要性を低めることを意図するものではない。また、本会計基準は、当期純利益の計算方法を変更するものではなく、当期純利益の計算は、従来のとおり他の会計基準の定めに従うこととなる。」（「包括利益会計基準」第22項）

つまり、当期純利益が包括利益を上回る投資意思決定有用性を有しているとされる現状を踏まえて、当期純利益の優位性を明示的に認めている。また、わが国の「財務会計の概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワーク」とする）⁶においては、この点を考慮し、当期純利益を生み出す投資の正味ストッ

6 企業会計基準委員会。2006。討議資料「財務会計の概念フレームワーク」財務会計基準機構。

クとしての株主資本を純資産とは独立させて位置づけている（「概念フレームワーク」第3章「財務諸表の構成要素」第18-22項）。

ところで、「包括利益会計基準」は、2010年6月の公表から現在に至るまで2度の改正を行っている。ここで改正の内容を概観しておくことにする。

〈2010年6月30日公表〉

- ・2010年公表会計基準は、2011年3月31日以降終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用する。
- ・本会計基準の個別財務諸表への適用については、本会計基準の公表から1年後を目途に判断する。

〈2012年6月29日改正〉

- ・2012年改正会計基準は、公表日以後適用する。
- ・本会計基準は、当面の間、個別財務諸表には適用しないこととする。

〈2013年9月13日改正〉

- ・2013年改正会計基準は、2013年に改正された「連結会計基準」の表示方法に係る事項が適用された連結会計年度から適用する。

それぞれの改正による主な変更点は、次のとおりである。

まず、2012年改正は、基本的にはそれまでの取り扱いを維持するものであるため公表日以後すぐに適用されているが、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書について、従来の「評価・換算差額等」という用語が「その他の包括利益累計額」に名称変更された。なお、公表以後1年を目途に、個別財務諸表に、本会計基準を適用するかどうかの判断が行われる予定であったが、この改正によって、「当面の間」適用しないことが明記された。したがって、個別財務諸表では、従来の「評価・換算差額等」がそのまま用いられることになった。

次に、2013年改正は、連結貸借対照表と連結損益計算書（連結包括利益計算書）について、以下のような変更が行われた。

連結貸借対照表では、従来の「少数株主持分」が「非支配株主持分」に名称変更された。

また、連結包括利益計算書では、従来の「当期純利益（損失）」が「親会社株主に帰属する当期純利益（損失）」に、従来の「少数株主利益（損失）」が「非支配株主に帰属する当期純利益（損失）」に、そして、従来の「少数株主損益調整前当期純利益（損失）」が「当期純利益（損失）」に名称変更された。

では、包括利益やその他の包括利益等の定義における変更点を確認する。

[従来の定義]⁷

- ・「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者と直接的な取引によらない部分をいう。当該企業の純資産に対する持分所有者には、当該企業の株主のほか当該企業の発行する新株予約権の所有者が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の子会社の少数株主も含まれる。
- ・「その他の包括利益」とは、包括利益のうち当期純利益及び少数株主持分損益に含まれない部分をいう。その他の包括利益は、個別財務諸表においては包括利益と当期純利益との間の差額であり、連結財務諸表においては包括利益と少数株主損益調整前当期純利益との間の差額である。連結財務諸表におけるその他の包括利益には、親会社株主に係る部分と少数株主に係る部分が含まれる。

[新しい定義]⁸

- ・「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者と直接的な取引に

7 企業会計基準委員会、2010、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」財務会計基準機構、第4-5項。

よらない部分をいう。当該企業の純資産に対する持分所有者には、当該企業の株主のほか当該企業の発行する新株予約権の所有者が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の子会社の非支配株主も含まれる（下線―筆者）。

- ・「その他の包括利益」とは、包括利益のうち当期純利益及び少数株主持分損益に含まれない部分をいう。その他の包括利益は、~~個別財務諸表においては包括利益と当期純利益との間の差額であり、連結財務諸表においては包括利益と少数株主損益調整前当期純利益との間の差額である。~~連結財務諸表におけるその他の包括利益には、親会社株主に係る部分と非支配株主に係る部分が含まれる（見え消し・下線―筆者）。

したがって、連結包括利益計算書では、その他の包括利益は、従来、包括利益と少数株主損益調整前当期純利益との差額であったが、これが包括利益と当期純利益の差額になった。

これらの変更点を整理すると、従来の連結包括利益計算書における当期純利益は、親会社株主に係る部分のみである。これに対して、新しい連結包括利益計算書における当期純利益は、親会社の株主に係る部分と非支配株主に係る部分が含まれる。なお、連結財務諸表におけるその他の包括利益は、従来も新しい連結包括利益計算書も、親会社株主に係る部分と少数株主（従来）あるいは非支配株主（新しい）に係る部分が含まれており、特段、名称変更以外での変更はない。

しかしながら、2013年改正によって、当期純利益はだれの利益であるかという問いに対する答えが変わることになった。従来の答えは「当該企業の親会社の株主」であったが、新しい答えは「当該企業の純資産に対する持分所有者」である。つまり、これまでは報告主体の所有者である親会社の株主に帰属する部分が当期純利益であった。そこでは、企業グループの主体を支配主である親会社の株主と考える親会社説や所有主理論に基づいた損益計算が行われて

8 企業会計基準委員会、2013、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（2013年改正版）財務会計基準機構、第4-5項。

いたのである。このような企業の主体の捉え方が、いわゆる経済的単一説のように、企業グループの純資産を構成する人たち全体を企業の主体と捉える考え方に転換したのである。

このような損益計算書観は、『序説』の損益計算書観にもみられたところである。企業を株主から独立した実体であることを前提として、「企業資産」という視点から貸借対照表で考えると、貸借対照表の貸方に示される資本構造における持分所有者を区別せずに、理念型として「企業（企業グループ）の利益」を捉え、そして、現実型として「企業（企業グループ）の株主の利益」を考えていると思われる。

支配株主であれ、非支配株主であれ、企業グループにおける利益に対する持分所有者という点では何ら変わらないのである。このような持分論による考え方からすると、『序説』でいう「株主の利益」である当期純利益は、企業集団の親会社株主と少数株主（非支配株主）を合わせた企業グループの株主全体のものになる。したがって、『序説』やわが国における「包括利益会計基準」においては、損益計算書に対して持分論の考え方があるといえる。

では、このような2013年改正を連結包括利益計算書に適用した場合にどのような表示の仕方になるのだろうか。カゴメ株式会社の2014年3月期の実際のデータを用いて確認してみる。なお、カゴメ株式会社は連結包括利益計算書の表示形式として、一計算書方式を採用している⁹。包括利益の表示形式には二計算書方式と一計算書方式とがあるが、ここでは説明上、売上高から当期純利益や包括利益の流れが分りやすく一覧性の高い表示形式である一計算書の事例を用いている。従来の考え方に基づく連結包括利益計算書（実際のデータ）と新しい考え方に基づく連結包括利益計算書（組み替え後のデータ）を要

9 わが国における上場企業の約95%は二計算書方式（連結損益計算書と包括利益計算書）を採用している。これは包括利益よりも当期純利益の優位性を認めているので別々に計算書を作成するということが主な理由であると思われる。ただし、従来作成していた損益計算書に、別途新たに包括利益計算書を追加するだけに留めるという手続き上の簡便性も少なからず影響していると考えられる。なお、現在、カゴメ株式会社以外に、ハウス食品、参天製薬、アルプス電気等、約50社が一計算書方式を採用している。

カゴメ株式会社 2014 年 3 月期決算短信 ¹⁰		
連結損益及び包括利益計算書の要約 (2013 年改正前の考え方)		(単位: 百万円)
売上高	193,004	
売上原価	104,639	
売上総利益	88,635	
販売費及び一般管理費	81,589	
営業利益	6,775	
営業外収益	1,149	
営業外費用 (うち支払利息 195)	395	<input type="checkbox"/> グループ全体の所有者持分 (控除)
経常利益	7,529	
特別利益	1,392	
特別損失	592	
税金等調整前当期純利益	8,329	※グループ全体の所有者持分
法人税、住民税及び事業税	3,112	
法人税等調整額	163	
法人税等合計	3,276	<input type="checkbox"/> グループ全体の所有者持分 (控除)
少数株主損益調整前当期純利益	5,053	※グループ全体の所有者持分
少数株主損失 (△)	△52	<input type="checkbox"/> 少数株主の持分 (控除)
当期純利益	5,105	※親会社の株主持分
少数株主損失 (△)	△52	<input type="checkbox"/> 少数株主の持分 (戻入)
少数株主損益調整前当期純利益	5,053	※グループ全体の所有者持分
その他の包括利益	5,411	<input type="checkbox"/> グループ全体の所有者持分 (加算)
包括利益	10,464	※グループ全体の所有者持分
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,893	
少数株主に係る包括利益	570	

約して示すと、次のとおりである。なお、それぞれの表における□は調整項目、※は利益に対する所有者持分を示している。

これまでの『序説』や「包括利益会計基準」の損益計算書には持分論の考え方があることが確認できた。言い換えれば、「会計はだれのための利益を計算し報告するのか」という点については明らかになった。個別財務諸表であれば

¹⁰ 各損益項目の金額はまとめて表示している。なお、カゴメ株式会社は 2014 年度に決算日を 12 月期に変更している。<http://www.kagome.co.jp/company/ir/data/financial/index.html> (2015 年 2 月 13 日アクセス)。

カゴメ株式会社 2014 年 3 月期決算短信		
連結損益及び包括利益計算書の要約 (2013 年改正後の考え方)		(単位: 百万円)
売上高	193,004	
売上原価	104,639	
売上総利益	88,635	
販売費及び一般管理費	81,589	
営業利益	6,775	
営業外収益	1,149	
営業外費用 (うち支払利息 195)	395	□グループ全体の所有者持分 (控除)
経常利益	7,529	
特別利益	1,392	
特別損失	592	
税金等調整前当期純利益	8,329	※グループ全体の所有者持分
法人税、住民税及び事業税	3,112	
法人税等調整額	163	
法人税等合計	3,276	□グループ全体の所有者持分 (控除)
当期純利益	5,053	※グループ全体の所有者持分
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益	5,105	
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△52	
その他の包括利益	5,411	□グループ全体の所有者持分 (加算)
包括利益	10,464	※グループ全体の所有者持分
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,893	
少数株主に係る包括利益	570	

「株主のための利益」であり、連結財務諸表であれば「企業グループ全体の株主のための利益」である。

では、当期純利益と包括利益のどちらが計算目的となるのであろうか。それは当期純利益であるのか、それとも包括利益であるのか、あるいはその両方の利益であるのか。ある利益が計算目的になるためには、その利益が会計上の何らかの重要な意味を持っていなければならないと考える。そこで、「会計はどのような利益を計算し報告するのか」について、利害調整の面から検討をしていく。

Ⅳ 企業の株主還元方針のケース分析

会計における利害調整の中心的な課題のひとつに株主への配当がある。そこで、企業における配当方針を中心とした株主還元方針について、実際の企業のケースを分析していく。これによって、利害調整の局面において、どのような会計情報が利用されているかについて明らかにしていく。なお、ここではすべての企業の株主還元方針を類型化することを目指しているのではなく、いくつかの個々の企業のケースを分析することによって、株主還元においてどのような会計情報、特にどのような利益情報が利用されているかを確認することを目的としている。

〈伊藤忠商事株式会社〉¹¹

中期経営計画「Brand-new Deal 2014」の2年目となる2014年度の株主配当につきましては、従来通り、「当社株主帰属当期純利益が2,000億円/年までの部分に対しては連結配当性向20%、2,000億円/年を超える部分に対しては連結配当性向30%を目処」に算出した上で、さらに一株当たり2円の定額上乗せを実施いたします。

伊藤忠商事株式会社は、2014年度から任意適用によって、米国会計基準からIFRSに移行している。会計基準の変更はあったが、配当方針は前年度と同じく、当社株主帰属当期純利益に対する連結配当性向が基本となっている。

株主還元方針では、当該当期純利益の金額2,000億を起点として配当性向の割合をスライドし、1株当たり定額の上乗せをしているが、株主還元方針の

11 <http://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/dividend/> (2015年2月14日アクセス)。以下、ここで取りあげる企業の株主還元方針については、それぞれの企業のHPで開示されている配当方針や株主還元方針をできるだけそのまま抜き出して囲み内で示している。

ベースは、グループ企業の親会社の株主に帰属する連結当期純利益に対する配当割合を配当方針としている。つまり、連結財務諸表における「親会社株主に帰属する連結当期純利益」が利用されている。

なお、連結配当性向を目途や目標値とするのか、それともコミットするのかによって株主還元方針の拘束力は異なってくるが、ここでは、株主還元方針においてどのような会計情報が利用されるのかを明らかにして整理することを中心的な課題としている。

〈三菱商事株式会社)¹²

2015年から新しく、環境変化に関係なく、株主への還元を安定化させるために、「安定配当」と「収益連動配当」の二段階の株主還元方針を導入します。一株当たり50円の安定配当に加え、連結純利益3,500億円を超える部分について、連結配当性向として少なくとも30%の株主還元を行います。

$$\text{連結配当性向} = 50 \text{円} + \text{ESP (連結純利益 3,500 億円超部分)} \times \min 30\%$$

三菱商事株式会社は、従来、収益水準に係らず連結純利益に対して20～25%の幅の中で配当を行う方針を採用していた。つまり、配当は業績に連動して変動する仕組みであった。

$$\text{連結配当性向} = \text{一株当たり連結純利益 (ESP)} \times (20 - 25\%)$$

ところが、2015年から定額配当の「安定配当」部分に「業績連動」部分を上乘せする型の株主還元方針を採用している。これは、配当の下方リスクを抑える一方で、収益に連動して配当が増加する仕組みである。

従来の方針であれ、新しい方針であれ、株主還元に関連する利益情報は、連

12 <http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/adr/allot/> (2015年2月14日アクセス)。

結純利益，すなわち「親会社株主に帰属する連結当期純利益」である。なお，三菱商事株式会社は，2014年度から任意適用によって，米国会計基準からIFRSに移行している。

このように伊藤忠商事株式会社と三菱商事株式会社においては，株主還元方針に係る利益情報として連結財務諸表における「親会社株主に帰属する連結当期純利益」が利用されている。では，個別財務諸表ベースで株主還元方針を考えている企業はないのであろうか。

〈青山商事株式会社〉¹³

当社は，株主の皆様に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており，継続的な安定配当を基本に着実な配当を実施してまいりましたが，平成18年3月期より一部業績連動の配当を実施することにより株主の皆様に一層の利益還元を図ることとしております。

なお，配当性向は35%を目処としており，デリバティブ評価損益など特殊・特別な損益を損益計算から除外した当社単独の当期純利益に対する配当性向としております。具体的には継続的な安定配当である普通配当を一株当たり50円（中間配当25円，期末配当25円）とし，上記配当性向を目処に計算した配当が50円を上回る場合は，その差額を業績連動配当とし特別配当（期末配当）させていただきます。

青山商事株式会社は，個別財務諸表ベースで株主還元方針を考えている。デリバティブ評価損益など一部の本業に関係しない特殊な損益項目は調整するが，個別財務諸表における当期純利益を利用している。安定配当の視点から一株当たり50円の配当を下限としながら，個別ベースでの当期純利益に対する配当性向35%の金額と比較して，50円を上回る場合は当該相当額を業績連動

13 http://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/stock/dividend_policy.html（2015年2月14日アクセス）。

部分として上乘せするという考え方である。

青山商事株式会社はいわゆる非連結会社ではなく、連結財務諸表を日本基準で作成している企業であるが、このように株主還元方針に係る利益情報として個別財務諸表における「当期純利益」が利用されている。

〈武田薬品工業株式会社〉¹⁴

株主還元策については、中長期的な視点に立ち、株主還元重視の姿勢のもと、「安定配当」に努めます。なお、一株当たり配当金については2013年度から2015年度まで年間180円を継続する方針です。

武田薬品工業株式会社は、一株当たりの定額配当による安定配当を株主還元方針としている。つまり、当期純利益やその他の利益の水準に関係なく、定額配当が実施されている。そこでは、連結財務諸表あるいは個別財務諸表における配当性向は関係ない。

したがって、武田薬品工業株式会社においては、利益情報は直接的には株主還元方針として利用されていない。

〈エステー株式会社〉¹⁵

株主還元は、「配当政策」、「株主優待」、「自己株式の取得」の2つを基本方針としています。「配当」は第2四半期末と期末の年2回実施しています。安定配当を基本としながら業績に連動した配当政策を進めていく考えです。「株主優待」は、当事業への理解と長期保有の株主様の増加を図ることを目的としています。「自己株式の取得」は、株主価値の向上・資産のスリム化などを目的に進めています。

14 <http://www.takeda.co.jp/investor-information/profit/> (2015年2月14日アクセス)。

15 <http://www.st-c.co.jp/company/ir/treat.html> (2015年2月14日アクセス)。

エステー株式会社は、2005年から2014年まで一株当たり配当金22円を定額配当している。ただし、「配当」、「株主優待」、「自己株式の取得」の3つを総合的に勘案して株主への還元を行っている。「株主優待」では、1,000株以上保有で3,000円相当の自社製品詰め合わせ（3月末日、9月末日の年2回）、100株以上1,000株未満保有で1,000円相当の自社製品詰め合わせ（3月末日の年1回）となっている。

会社法453条によれば、「株式会社は、その株主（当該株式会社を除く）に対して、剰余金を配当することができる。」と規定されている。言い換えると、自己株の取得によって、当該株式会社である自分自身には配当できないことになる。したがって、既存の株主にとっては、「自己株式の取得」によって、一株当たりの株式価値が実質的に高められることになる。

したがって、エステー株式会社においては、利益情報は直接的には株主還元方針として利用されていない。

〈東京瓦斯株式会社〉¹⁶

2006年度からさらなる株主価値の向上を目指し、東京ガスとして初めて「総分配性向6割」という目標を発表しました。これは、配当と翌年度の自己株式取得の額を当期純利益で割ったもので、1株当たりの価値および利益水準を高めながら、株主の皆様の期待に応えたいと思います。なお、取得した自己株式は消却することを基本としています。

$$n \text{ 年度総分配性向 (\%)} = \frac{(n \text{ 年度の利益処分ベースの配当金額}) + (n+1 \text{ 年度の自己株式})}{n \text{ 年度の連結当期純利益}} \times 100$$

東京瓦斯株式会社は、総分配性向60%を株主還元方針としている。ここで

16 http://www.tokyo-gas.co.jp/IR/stock/return_j.html (2015年2月14日アクセス)。

は、グループ企業の親会社の株主に帰属する連結当期純利益に対する配当金と自己株の割合を考慮して、総分配性向を考えている。つまり、連結ベースでの配当性向に自己株の取得による実質的な株式価値の向上分を加味し、総合的な株主還元を実施している。

このように東京瓦斯株式会社においては、株主還元方針に係る利益情報として連結財務諸表における「親会社株主に帰属する当連結期純利益」が利用されている。

〈西日本旅客鉄道株式会社〉¹⁷

当社は、長期安定的な株主還元が重要と考えております。中期経営計画期間（2013年度～2017年度）においては、前計画期間に引き続き、自己資本を勘案した株主還元を行っていきます。

具体的には、北陸新幹線金沢開業後のご利用状況や、中期経営計画で掲げた目標の達成状況を踏まえて、2017年度において、連結ベースでの「自己資本総還元率」3%程度をめざします。

$$\text{自己資本総還元率 (\%)} = \frac{(\text{配当総額} + \text{自己株式取得額})}{\text{連結自己資本}} \times 100$$

西日本旅客鉄道株式会社は、自己資本総還元率3%を株主還元方針としている。自己資本総還元率の視点からは、当該還元率の高水準を維持するには、利益を上げることでなく、配当金を増やすか、あるいは自己資本を減らすか（減資または自己株式の取得）が重要である。つまり、安定配当として利益に左右されない株主還元を実現することができる。

したがって、西日本旅客鉄道株式会社においては、利益情報は直接的には株主還元方針に利用されていないように思われる。しかしながら、自己資本総還

17 <http://www.westjr.co.jp/company/ir/stock/return/>（2015年2月14日アクセス）。

元率を次のように分解した場合、一概にそうとはいえない。なお、ここでは、説明上、自己株式の取得は除いている。

$$\text{自己資本総還元率（％）} = \frac{\text{配当金}}{\text{当期純利益}} \times \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

言い換えれば、自己資本総還元率は、配当性向と自己資本純利益率（Return on Equity：以下、ROE とする）との組み合わせであるといえる。つまり、株主還元方針として連結財務諸表における「親会社株主に帰属する連結当期純利益」を利用していると解釈することができる。また、ここで最も重要なことは、自己資本に対する還元率を想定していることである。証券市場等の制度においては、自己資本とは、資本金、資本剰余金、利益剰余金、控除項目である自己株式等のいわゆる株主資本と評価・換算差額であるその他の包括利益累計額の合計である。

なお、重要な財務指標のひとつである ROE について、連結ベースでは証券取引所の「決算短信」において次のように読み替えている¹⁸。

$$\text{自己資本当期純利益率（ROE）（％）} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産 - (新株予約権 + 少数株主持分)}} \times 100$$

ここでは、例えばその他有価証券等のストックの評価差額が、配当等の株主還元方針に影響することになる。つまり、自己資本を経由して、「評価・換算差額等」（連結ベースでは「その他の包括利益累計額」）が利害調整の局面に関連してくるといえる。

以上、いくつかの企業の実際の株主還元方針を分析してきた。ここで確認できたことを整理しておく。

- ・株主還元方針に利用されている利益情報は、連結財務諸表における「親会社

18 http://www.tse.or.jp/glossary/gloss_s/si_roe.html (2015年1月20日アクセス)。

株主に帰属する連結当期純利益」や個別財務諸表にける「当期純利益」があった。

- ・配当性向だけでなく、自己株式の取得によって一株当たりの株主価値を高めることを、株主還元方針に加えている企業がある。
- ・ここで取りあげた企業のケースにおいては、株主還元方針に係る利益情報として、包括利益を利用している企業はなかった。この点については、今後わが国における上場企業全体を分析していく必要がある。

V おわりに

「会計はどのような利益を計算し報告するのか」

これに対する答えのひとつは、利害調整のための利益である。それは、事業活動の状況報告のための営業利益や経常利益であり、最終的には株主に分配するための実現利益としての当期純利益であるといえる。これは、まさに『序説』が意味づけようとしていた会計である。このような利益を計算目的とする場合に行われる会計報告については、次のように考えることができる。

「いわゆる収益費用アプローチでは、収益・費用の測定が優先され、利益情報の予測価値を高めることが、意思決定情報の最大化につながると考える。なぜなら、投資者のリターンは、現在の資産よりも将来のキャッシュ・フローから生ずるからである。また、過去の収益・費用は、キャッシュ・フローを創出した経営者の経験を示し、経営者の受託責任を評価する最善の手段を与える。このような考え方は、取得原価を指向する論者によって支持されている。」¹⁹

19 村田英治. 2013. 「受託責任会計と投資意思決定会計」『会計・監査ジャーナル』第一法規株式会社. 第25巻第3号. 118頁. International Accounting Standards Board (IASB). 2010. What the measurement chapter should accomplish. Staff paper. par. 13-15.

ここでは、計算目的である当期純利益を算定するための計算ルールが設定され、それを報告するための報告ルールが求められる。

一方で、前述の問いに対するもうひとつの答えは、投資意思決定のために有用な利益である。

「資産負債アプローチによれば、企業の資産・負債を忠実に表現する測定を選択し、他の財務諸表の数値を資産・負債の変動ないし差額として導出することによって、意思決定情報が最大化されると考える。現在の純資産が将来キャッシュ・フローの予測の出発点であり、純資産の期間変動が経営者の受託責任の指標となるという考え方である。これは時価を指向する論者によって支持される。」²⁰

ここでは、計算目的である当期純利益にその他の包括利益を加減算した包括利益を算定するための計算ルールが設定され、それを報告するための報告ルールが求められるはずである。

では、これまでの検討を踏まえて、当期純利益と包括利益、計算目的と報告目的の関係について、私見を述べることにする。

その他の包括利益は、その他有価証券評価差額や繰延ヘッジ損益等、いわゆる未実現利益²¹に相当する部分である。会計はこれらの未実現利益を含んだ包括利益を計算することを目的としているのであろうか。企業の利害調整においては、包括利益それ自体を計算することを目的としていないと考える。限られたケースの分析であったが、包括利益は利害調整としての配当等の株主還元には利用されていなかった。

包括利益は、投資意思決定のための有用な情報提供、すなわち報告目的から

20 村田英治. 2013. 同上論文. 118頁. International Accounting Standards Board (IASB). 2010. Ibid. par. 10-12.

21 繰延ヘッジ損益については、目的上、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまでヘッジ手段に係る損益は認識できないという意味で未実現利益といえる。なお、為替換算調整勘定は連結財務諸表固有の項目であるが、単なる換算差額であり、未実現利益とは捉えられない。

意義づけることができると考える。包括利益は、資産と負債のストックに関する情報を求めた結果として現れるものではないであろうか。つまり、個々の資産や負債を再評価した結果として、評価差額が生じ、最終的にこれらをまとめるために包括利益が算出されるものとする。そこでは、包括利益ではなく、貸借対照表による企業価値の評価における過程に情報価値があるといえる。

その他の有価証券の評価差額等は、株主資本に対するバッファー（緩衝帯）であり、期末時点におけるストック力の評価である。そして、それらの評価差額は、翌期首には戻し入れられるまさに一時のものである。つまり、ストックの評価それ自体に情報価値があると考えられる。

もちろん、未実現利益であるこれらの評価差額の変動を含んだ包括利益は、利害調整においては分配適状になく、これを報告する積極的な必要はないであろう。ただし、実際の企業の株主還元方針のケース分析で確認したように、自己資本総還元率においては、一部ではあるがその他の包括利益累計額は利用されていた。つまり、利害調整の局面において、包括利益それ自体は利用されないが、ストックの評価差額は意味があるものといえる。

「個別財務諸表における包括利益の表示は必要であるのか」

その答えは、個別財務諸表に何を求めるのかで異なってくるであろう。

もし個別財務諸表に会計の利害調整とそのための情報提供だけを求めるのであれば、包括利益の表示は必要ないとする。つまり、個別ベースでは、現在のままで新たに包括利益計算書を導入しなくてもよい。なお、利害調整の局面で評価差額等が自己資本に関連して利用されていたが、現在の個別財務諸表においても評価・換算差額は計上されている。したがって、「連単分離」の状況、すなわち個別財務諸表で包括利益の表示を行わなかったとしても、連結ベースまたは個別ベースでの利害調整において問題はないと思われる。

なお、損益計算書と貸借対照表の連携におけるクリーン・サープラス関係と個別財務諸表と連結財務諸表における「個別財務諸表準拠性の原則」の維持を求めるのであれば、個別財務諸表に包括利益を導入するべきであろう。ただ

し、それは会計の利害調整から正当化されるものではない。

「包括利益会計基準」は、「包括利益の表示に関する会計基準」であり、計算の会計基準ではない。したがって、個別財務諸表において、投資意思決定における包括利益の情報価値があるかどうかで判断されるべきである。この点については、様々な実証研究や企業のケース分析をさらに確認していく必要がある。

しかしながら、会計は、単に「情報」を出すことを目的としているのではなく、やはり、意味のある利益を計算することを目的としていると考える。